

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 23 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 1）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 5 までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【抗菌薬適正使用体制加算】

問1 「A000」初診料の注14及び「A001」再診料の注18に規定する抗菌薬適正使用体制加算の施設基準における「直近6か月における使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が60%以上又は(2)のサーベイランスに参加する診療所全体の上位30%以内であること。」「A234-2」感染対策向上加算の注5に規定する抗菌薬適正使用体制加算の施設基準における「直近6か月における入院中の患者以外の患者に使用する抗菌薬のうち、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率が60%以上又は(1)のサーベイランスに参加する病院又は有床診療所全体の上位30%以内であること。」について、どのように確認すればよいか。

(答) J-SIPHE及び診療所版J-SIPHEにおいて、四半期ごとに抗菌薬の使用状況に関するデータの提出を受け付け、対象となる期間において使用した抗菌薬のうち Access 抗菌薬の割合及び参加医療機関全体におけるパーセンタイル順位が返却されるため、その結果（初診料等における抗菌薬適正使用体制加算については診療所版J-SIPHEにおける結果、感染対策向上加算における抗菌薬適正使用体制加算についてはJ-SIPHEにおける結果をそれぞれ指す。）が施設基準を満たす場合に、当該結果の証明書を添付の上届出を行うこと。なお、使用した抗菌薬のうち Access 抗菌薬の割合及び参加医療機関全体におけるパーセンタイル順位については、提出データの対象期間における抗菌薬の処方件数が30件以上ある場合に集計対象となる。

令和8年度のデータ提出スケジュール予定			
実施回	データ受付時期（予定）	提出データの対象期間	結果の返却時期
1回目	2026年4月30日まで	2025年10月～2026年3月	2026年5月中旬
2回目	診療所版 J-SIPHE : 2026年7月31日まで J-SIPHE : 2026年8月17日まで	2026年1月～6月分	2026年8月中旬
3回目	2026年10月31日まで	2026年4月～9月分	2026年11月中旬
4回目	2027年1月31日まで	2026年7月～12月分	2027年2月中旬

※ データ提出方法及びデータ受付時期並びに結果の返却時期の詳細については、J-SIPHE及び診療所版J-SIPHEのホームページを確認すること。

- ・ J-SIPHE (<https://j-siphe.ncgm.go.jp>)
- ・ 診療所版 J-SIPHE (<https://oascis.ncgm.go.jp>)

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和６年３月２８日事務連絡）別添１の問６は廃止する。

問２ 問１について、Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率は、具体的にどのように計算されるのか。

（答）各抗菌薬の Access 抗菌薬への該当性（AWaRe 分類における位置づけ）並びに Access 抗菌薬に分類されるものの使用比率に係る J－S I P H E 及び診療所版 J－S I P H E における計算方法については、J－S I P H E 及び診療所版 J－S I P H E のホームページを確認すること。

J－S I P H E：<https://j-siphe.ncgm.go.jp>

診療所版 J－S I P H E：<https://oascis.ncgm.go.jp/manual/glossary>

なお、令和８年１０月頃に受付を予定している第３回目のデータ提出以降の評価においては、ウイルス性上気道炎や急性下痢症に対する抗菌薬の使用状況を重点的にモニタリングする観点から、マクロライド系、フルオロキノロン系、テトラサイクリン系、ST 合剤について、１４日以上の方を１４日分とみなして集計されること、また、リファキシミンは集計から除外されることに留意すること。

これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その３）」（令和６年４月２６日事務連絡）別添１の問２は廃止する。

【電子的診療情報連携体制整備加算】

問３ 令和８年５月３１日において現に医療ＤＸ推進体制整備加算及び診療録管理体制加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が、同年６月１日以降に電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、改めて届出を行う必要があるか。

（答）改めて届出を行う必要がある。

【外来データ提出加算及び充実管理加算】

問４ 既に「Ｂ００１－３」生活習慣病管理料（Ⅰ）及び「Ｂ００１－３－３」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に規定する充実管理加算に係る施設基準の届出を行っている医療機関において、新たに外来データ提出加算（地域包括診療加算及び地域包括診療料）の施設基準の届出を行う場合、改めて様式７の１０の届出を行う必要があるか。

（答）改めて様式７の１０の届出を行う必要がある。なお、既に充実管理加算に係る施設基準の届出を行っている医療機関においては、様式７の１０の届出の期限後の直近の外来試行データの作成対象月のデータをもって、外来試行データに代えることができる。

問5 外来データ提出加算（地域包括診療加算及び地域包括診療料）を新たに算定する場合、具体的にどのような手続きを行う必要があるか。

（答）令和8年11月20日までに様式7の10の届出を行い、試行データ提出の実績が認められた保険医療機関として厚生労働省保険局医療課より事務連絡があった保険医療機関であって、令和9年4月1日までに様式7の11の届出を行った保険医療機関においては、同月から算定が可能となる。詳細は、厚生労働省保険局医療課より発出される事務連絡を参照されたい。

【情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務効率化の施設基準】

問6 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発 0305 第7号）別添2の第2の19の（3）において、病棟の看護要員（常勤職員に限る。）の1人1月当たりの超過勤務時間の状況について月平均10時間以下とあるが、届出時はどのように算出するのか。

（答）別添7の様式60のとおり、直近3月の看護要員（常勤職員に限る。）の月平均超過勤務時間数の計を3で除した値を算出すること。

（例）8月に届出をする場合

月平均超過勤務時間数：5月が10時間、6月が3時間、7月が5時間
 $(10 + 3 + 5) \div 3 = 6$ 時間

【入院基本料等の施設基準】

問7 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発 0305 第7号）別添2の第2の4の（2）キ「病棟内の看護要員が当該病棟に入院中の患者以外の患者に対して日常の診療の延長として必要な対応を短時間行った場合」の短時間とは具体的にどの程度を指すのか。

（答）30分程度を指す。なお、保険医療機関内で生じた緊急対応等の不測の事象に対応したことを、当該通知別添6の別紙6の「2 看護業務の計画に関する記録」に記録し管理すること。その際、①緊急対応等の不測の事象の状況、②看護要員が配置されている病棟を離れた時間、③病棟内で看護要員が十分に入院患者の看護に当たることができていた状況等を記載すること。

問8 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発 0305 第7号）別添2の第2の20において、「感染対策上の必要により、やむを得ず面会の制限を行う場合」とは、具体的にどのような場合が該当するか。

（答）例えば、新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大又は保険医療機関

に勤務する多数の職員が新型コロナウイルス感染症等に感染するといった場合に、当該保険医療機関の感染防止対策部門等において面会を制限する必要があると判断し、患者及びその家族等に周知したうえで面会の制限をすること等が該当する。なお、状況に応じて面会の制限を解除することを検討すること。

【やむを得ない事情における施設基準等に関する取扱い】

問 9 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）第 3 の 3 に規定する「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。

（答）例えば、以下のような場合において、看護職員が一時的に不足する状況が該当する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大により患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関において感染症に感染し出勤ができない看護職員が増加した場合
- ・ 看護職員や家族の突発的な体調不良等により 1 か月を超える不在が見込まれる場合
- ・ 看護職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、看護職員や家族の突発的な体調不良等により 1 か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

問 10 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）第 3 の 3 において、「1 年に 1 回に限る。」の 1 年はいつから起算するのか。

（答）「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）第 3 の 3 における規定を利用することとなった月（当該事情が生じた日の属する月の翌月）の初日から起算する。

問 11 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）第 3 の 3 において、「公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して看護職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該医療機関が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、看護職員確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応す

るか。

(答) 自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

【急性期病院一般入院基本料】

問 12 「A100」急性期病院一般入院基本料の施設基準における「看護師長又はこれと同等以上の職に従事した経験を5年以上有し、次に掲げる所定の研修（修了証が交付されるものに限る。）」とはどのような研修か。

(答) 現時点では、日本看護協会認定看護管理者教育課程「サードレベル」を指す。

【看護・多職種協働加算】

問 13 看護・多職種協働加算は病棟ごとに届け出るのか。保険医療機関内の急性期病院B一般入院料又は急性期一般入院料4を算定する病棟全体で届け出るのか。

(答) 保険医療機関内の急性期病院B一般入院料又は急性期一般入院料4を算定する一般病棟全体で届け出ること。

【入院栄養管理体制加算】

問 14 「A104」特定機能病院入院基本料の「注4」に規定する入院栄養管理体制加算の施設基準において、病棟に専従配置されている管理栄養士は、「当該病棟での栄養管理業務に影響のない範囲において、当該病棟から退院した患者の外来栄養食事指導等の継続的な支援を行うことは差し支えない。」とされているが、当該病棟に入棟予定の患者について、入退院支援部門と連携し、入院前の栄養状態の評価等を行うことも差し支えないか。

(答) 差し支えない。

【産科管理加算】

問 15 「A221-3」産科管理加算において、分娩が開始した日以降とは、陣痛発来によって分娩が開始していることを認め入院した日や未陣発で帝王切開術による分娩となる日を含めてもよいか。

(答) 含めてよい。予定帝王切開等、未陣発で帝王切開術による分娩となった場合は、手術の開始時刻が含まれる日から当該加算を算定できる。

問 16 「A221-3」産科管理加算の施設基準で定める「助産に関する専門の知識や技術を有することについて医療関係団体等から認証された専任の助産師」とは、どのような者か。

(答) 現時点では、一般財団法人日本助産評価機構により「CLOCMiP レベルⅢ」

(アドバンス助産師)の認証を受けた助産師である。

問 17 「A 2 2 1-3」産科管理加算の施設基準に規定する院内助産及び助産師外来とは、どのような体制か。

(答) 院内助産及び助産師外来の体制整備においては、「院内助産・助産師外来ガイドライン 2018 (平成 29 年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業)」を参考とされたい。また、当該医療機関の院内助産又は助産師外来における医師と助産師との役割分担を明確にすることが望ましい。

問 18 「A 2 2 1-3」産科管理加算の施設基準で求める産科区域の特定について、「少なくとも他科の患者等が通常立ち入ることのないよう区域が区分されていることが明確になるような設備を設けていること」とは具体的にどのような状況か。

(答) 特定した産科区域以外に入院する患者等が誤って産科区域に立ち入ることがないように、物理的又は容易に視認できる形で、産科区域とそれ以外の区域が明確になるような設備を設置していることをいう。

問 19 産科病棟が病院内に複数ある場合の、「A 2 2 1-3」産科管理加算 1 の施設基準の届出において、以下についてどのように考えればよいか。

- ① 施設基準はそれぞれの病棟で満たす必要があるか。
- ② 産科病棟が複数あり、分娩の実施や新生児の管理を 1 つの病棟で行っている場合の取扱如何。

(答) ①病棟ごとに施設基準を満たしていれば届出可能。ただし、施設基準通知の(3)及び(4)に規定する専任の助産師は、それぞれの病棟に配置されていることが望ましいが、病院内で横断的な活動をしている場合は病院内において 1 名以上の配置でもよい。
②病棟ごとに施設基準を満たしていれば届出可能。

【リハビリテーション・栄養・口腔連携(体制)加算】

問 20 「A 2 3 3」リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算並びに「A 3 0 4」地域包括医療病棟入院料の「注 11」及び「A 3 0 8-3」地域包括ケア医療病棟入院料の「注 14」に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準のうち、ADL が低下した患者の割合の計算の対象である「当該病棟を退院又は転棟した患者」について、令和 8 年度診療報酬改定において対象から除く患者として、「死亡退院及び終末期のがん患者等」とされたが、死亡退院及び終末期のがん患者の他には、どのような患者が該当するのか。

(答) 医学的に終末期と判断されるがん患者の他、医学的に終末期と判断され

る末期呼吸器疾患、末期心不全、末期腎不全の患者であって、緩和ケア診療加算の対象患者の要件を満たすものが該当する。ただし、末期呼吸器疾患の患者については、「過去半年以内に 10%以上の体重減少を認める」という要件については満たさなくても差し支えない。

【褥瘡ハイリスク患者ケア加算】

問 21 「A 2 3 6」褥瘡ハイリスク患者ケア加算は、重点的な褥瘡ケアが必要な患者に対し、適切な褥瘡予防・治療のための予防治療計画に基づく総合的な褥瘡対策を継続して実施した場合、入院からの日数にかかわらず算定可能か。

(答) 算定要件を満たしていれば、入院からの日数にかかわらず褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定可能である。

【バイオ後続品使用体制加算】

問 22 令和 8 年 5 月 31 日以前に、令和 8 年度診療報酬改定前における「A 2 4 3 - 2」バイオ後続品使用体制加算を入院初日に算定した患者については、一連の入院において再度退院の日に算定することができるのか。

(答) 不可。

【入退院支援加算】

問 23 「A 2 4 6」入退院支援加算において、留意事項通知の(2)のタに規定する「患者の意思決定支援や退院後の生活に向けた調整を行うに当たって、家族や親族との連絡が困難であること」に該当し、かつ、患者の意思を確認することができない場合は、(3)に規定する「患者及び家族と症状や退院後の生活も含めた話し合い」及び(6)に規定する「文書で患者又は家族に説明」はどのように対応すればよいか。

(答) 「患者の意思決定支援や退院後の生活に向けた調整を行うに当たって、家族や親族との連絡が困難であること」に該当する理由や連絡を試みた経緯等を診療録等に記載すればよい。また、この場合においては、必要に応じて、患者の退院に向けた支援をする者等に説明を行う等の対応を行うこと。

問 24 「B 0 0 5 - 1 - 2」介護支援等連携指導料は、同一日に「B 0 0 5」退院時共同指導料 2 の注 3 に規定する多機関共同指導加算を算定する場合は算定できないが、介護支援等連携指導料に該当する指導を、多機関共同指導加算を算定する日と同一日に行った場合は、施設基準通知第 26 の 5 の 1 の(5)に規定する「A 2 4 6」入退院支援加算 1 の要件である介護支援等連携指導料の算定回数に含めてよいか。

(答) 含めてよい。

【地域医療体制確保加算】

問 25 「A 2 5 2」地域医療体制確保加算 2 の施設基準において「各特定診療科の術前術後の管理等に携わる看護職員について集中治療、術後疼痛管理、呼吸ケア等、特定診療科に係る適切な研修を修了した者がいること。」とされているが、特定診療科において病棟業務に携わる看護職員に適切な研修を修了した者がいる場合も含まれるか。

(答) 含まれる。

【重症患者対応体制強化加算】

問 26 「A 3 0 0」救命救急入院料の「注 11」及び「A 3 0 1」特定集中治療室管理料の「注 6」に掲げる重症患者対応体制強化加算の施設基準における「救命救急入院料 1 又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関において 5 年以上勤務した経験」について、令和 8 年度診療報酬改定前の期間の経験については、救命救急入院料 2 若しくは 4 又は特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関における経験を指すのか。

(答) そのとおり。

【回復期リハビリテーション病棟入院料、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料】

問 27 「疑義解釈資料の送付について（その 1）」（令和 6 年 3 月 28 日医療課事務連絡）別添 1 の問 110 において、「A 3 0 8」回復期リハビリテーション病棟入院料 1 及び 3 並びに「A 3 1 9」特定機能病院リハビリテーション病棟入院料の施設基準における、F I M の測定に関わる職員を対象とした F I M の測定に関する研修の対象職員として、F I M の測定を担当する看護職員も該当するとされているが、令和 8 年度診療報酬改定において、「A 3 0 8」回復期リハビリテーション病棟入院料 2 及び 4 の要件として追加された「F I M の測定に係る研修」についても同様か。

(答) 同様である。F I M の測定を担当する看護職員も研修の対象とすること。

問 28 令和 8 年度診療報酬改定において、重症患者の範囲及び重症患者割合の基準が変更されたが、令和 8 年 6 月以降に重症患者の割合を計算する際、令和 8 年 5 月 31 日までに入棟した患者の取扱いはどのようにすればよいか。

(答) 令和 8 年 5 月 31 日までに入棟又は入室した患者については、令和 8 年度診療報酬改定前の重症患者の範囲及び重症患者割合の基準を用いてよい。
また、算出対象期間が令和 8 年 5 月と同年 6 月をまたぐ場合、新規入院患

者のうち重症の患者である割合の基準については、令和８年度診療報酬改定後の基準を用いてよい。

問 29 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和８年３月５日保医発 0305 第 7 号）第 11 の（13）のＡに規定する「高次脳機能障害の患者に適したサービスを提供するものの情報をあらかじめ把握できる体制」、イに規定する「Ａの情報を高次脳機能障害の患者及び家族等に説明の上、提供できる体制」とは、具体的にどのような体制を指すのか。また、地域の全ての情報を把握し、患者に説明できる必要があるか。

（答）医療機関において、地域の様々な事業所のうち高次脳機能障害の患者に適したものに関する情報の把握を行ったうえで、全ての高次脳機能障害の患者の退院時に、患者及び家族等に、当該情報を提供できる状態をいう。ただし、事業所の特性によらず障害福祉サービス等を提供する全ての事業所の情報を患者に提供することを求めるものではない。その上で、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日保医発 0305 第 6 号）の「A 3 0 8 回復期リハビリテーション病棟入院料」の（17）のイにおいて、実際に情報を提供していることが算定要件となっていることに留意すること。ただし、地域の情報の把握・整理に一定の時間を要することを踏まえ、令和８年 12 月 31 日までは、速やかに情報提供ができるよう、情報の把握や整理を現に実施している場合も含むこととする。この場合においても可能な限り早期に当該体制をとり提供を行うよう準備を行うこと。

【回復期リハビリテーション強化体制加算】

問 30 「A 3 0 8」回復期リハビリテーション病棟入院料の「注 4」に規定する回復期リハビリテーション強化体制加算の届出は、回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を算定する病棟全体で届け出るのか。

（答）そのとおり。保険医療機関内の回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を届け出る病棟全体で届出を行うこと。

【地域包括ケア病棟入院料】

問 31 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和８年３月５日保医発 0305 第 7 号）別添 4 の第 12 の 1 の（3）において、地域包括ケア入院医療管理料に専従の理学療法士等は、当該病室を有する病棟が算定する入院料に規定する専従者と兼務可能であるとされているが、当該病棟が回復期リハビリテーション病棟であった場合において、当該専従の理学療法士等は回復期リハビリテーション病棟の患者に疾患別リハビリテーションを提供した場合は、各疾患別リハビリテーション料を算定

することは可能か。

(答) 算定不可。当該従事者は、地域包括ケア入院医療管理料を算定する患者及び入院医療管理料を算定する病室を有する回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に疾患別リハビリテーションを提供しても算定することはできない。

【在宅患者支援病床初期加算】

問 32 令和 8 年 5 月 31 日時点で旧医科点数表の「A 3 0 8－3」地域包括ケア病棟入院料の「注 6」のロに規定する在宅患者支援病床初期加算を算定していた患者のうち、救急搬送されていない緊急入院の患者は、改定前はロの(1)又は(2)の②に該当し、改定後はロの(1)又は(2)の①に該当するが、同年 6 月 1 日以降はいずれの区分を算定するのか。

(答) 令和 8 年 5 月 31 日までに入院し、改定前の①により算定していた患者については同年 6 月 1 日以降も引き続き改定後の①を、最初に改定前の②により算定していた患者について、同年 6 月 1 日以降も引き続き改定後の②の区分を継続して算定すること。

【生活習慣病管理料】

問 33 「B 0 0 1－3」生活習慣病管理料（Ⅰ）及び「B 0 0 1－3－3」生活習慣病管理料（Ⅱ）について、「予約診療を実施している保険医療機関については、患者と相談の上、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行うこと。また、予約診療を実施していない保険医療機関については、患者と相談の上、次回受診する日を決めること。」とあるが、患者の都合により次回受診する日付が確定しない場合の対応如何。

(答) 次回受診する日について患者と十分な相談を行ってもなお、当該患者の都合により予約又は受診を行う日付が確定しない場合についても、次の受診が必要な時期について、患者に対して十分な指導を行うこと。

問 34 「B 0 0 1－3」生活習慣病管理料（Ⅰ）の算定留意事項通知の(11)について、「他の医療機関で実施した血液検査等の結果を参照できる場合等はこの限りではない。この場合、当該検査等の結果を診療録に記載すること。」とあるが、特定健康診査その他の健康診断等において血液検査等を受けている患者について、当該検査の結果を参照できる場合も含まれるのか。

(答) 含まれる。

【重症患者搬送加算】

問 35 区分番号「C 0 0 4」救急搬送診療料の「注 4」に規定する重症患者搬送加算の施設基準における「関係学会により認定された施設」とは、具体的

には何を指すのか。

(答) 現時点では、日本集中治療医学会認定集中治療施設を指す。

【訪問看護指示料】

問 36 「C 0 0 7」訪問看護指示料について、訪問看護指示書の郵送代は、訪問看護指示書を交付する医療機関が負担するのか。

(答) そのとおり。

【小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料及び在宅がん医療総合診療料】

問 37 「F 4 0 0」処方箋料について、「同一の患者に対して、同一診療日に、一部の薬剤を院内において投薬し、他の薬剤を院外処方箋により投薬することは、原則として認められない。ただし、緊急やむを得ない事態が生じ、このような方法による投薬を行った場合は、「F 0 0 0」調剤料及び「F 1 0 0」処方料は算定せず、院内投薬に係る「F 2 0 0」薬剤及び処方箋料を算定し、当該診療報酬明細書の「摘要欄」に、その日付及び理由を記載すること。」とされているが、この場合において、「B 0 0 1－2」小児科外来診療料、「B 0 0 1－2－1 1」小児かかりつけ診療料及び「C 0 0 3」在宅がん医療総合診療料については、どのように算定するのか。

(答) 「処方箋を交付する場合」として算定する。

【疾患別リハビリテーション】

問 38 令和 8 年度診療報酬改定において、休日リハビリテーション加算が新設されるとともに、週当たりにおける療法士の上限単位数が 108 単位であることが改めて示されたが、1 週間の単位は、第 1 部初・再診料通則で定める単位と同様か。

(答) そのとおり。日曜日から土曜日までを週の単位とする。

【休日リハビリテーション加算】

問 39 令和 8 年度診療報酬改定にて休日リハビリテーション加算が新設されたが、令和 8 年 5 月 31 日以前に入院し、同年 6 月 1 日以降も入院している患者に対して当該加算を算定する場合、起算日はどのように考えればよいか。

(答) 休日リハビリテーション加算の起算日に相当する日付が令和 8 年 5 月 31 日以前であっても、当該日付を起算日と考え、6 月 1 日以降、算定要件を満たす日に算定可能である。

【廃用症候群リハビリテーション料】

問 40 「H 0 0 1－2」廃用症候群リハビリテーション料の対象となる患者として、急性疾患等に伴う安静による廃用症候群であって、一定以上の基本動

作能力等の低下を来しているものとあるが、入院中の患者の場合、急性疾患等に伴う安静とは、入院後に行われる必要があり、入院後に一定の安静期間がなければ算定できないのか。

(答) 廃用症候群リハビリテーションの対象患者の要件は「急性疾患等に伴う安静」であり、必ずしも入院後の安静期間を要するものではない。入院前に発症した疾患により入院までに生じた安静期間により、入院時に既にFIM等の要件を満たす廃用を認めた場合は、入院初日であっても廃用症候群リハビリテーション料を算定することができる。なお、早期リハビリテーション加算の算定可能期間は、廃用症候群リハビリテーション料の算定開始日によらず、入院日から14日間であることに留意すること。

【リハビリテーション総合計画評価料】

問 41 令和8年度診療報酬改定において、「H003-2」リハビリテーション総合計画評価料1及び2について、「2回目以降の場合」が新設されたが、他の保険医療機関でリハビリテーション総合計画評価料を算定した後に転医（転院又は退院を含む。）し、自院で同一の疾患についてリハビリテーション実施計画書を作成した場合は、「初回の場合」と「2回目以降の場合」のいずれの点数を算定すればよいか。

(答) リハビリテーション総合計画評価料1及び2のいずれにおいても、当該保険医療機関において同一の疾患に対するリハビリテーションの実施にあたり初めてリハビリテーション総合計画評価料を算定する場合は、他の保険医療機関での算定の有無にかかわらず、「初回の場合」として算定する。

問 42 令和8年度診療報酬改定において、「H003-2」リハビリテーション総合計画評価料1について「2回目以降の場合」が新設されたが、例えば脳梗塞の再発により脳血管疾患等リハビリテーションの起算日が再設定された場合など、同一疾患についてリハビリテーションの起算日が再設定された後に、再度リハビリテーション総合計画評価料を算定する際は、「初回の場合」と「2回目以降の場合」のいずれの点数を算定すればよいか。

(答) 同一の疾患別リハビリテーション料であっても、新たな疾患の発症や疾患の再発・急性増悪等によってリハビリテーション起算日が再設定され、改めてリハビリテーション総合実施計画書を作成・評価等を行った場合には、「初回の場合」を算定する。

問 43 令和8年度診療報酬改定において、診療録に添付することとされているリハビリテーション実施計画書又はリハビリテーション総合実施計画書の写しに説明日及び説明者の記載がない場合は診療録に記載することとされたが、リハビリテーション実施計画書又はリハビリテーション総合実施計画

書を説明した後、説明の内容も診療録に記載する必要があるか。

(答) 不要。ただし、当該計画書の説明を行った際に、患者から当該計画に対する意見等、特に記載すべき事項がある場合は、診療録に記載すること。

問 44 令和 8 年度診療報酬改定で、「H003-2」リハビリテーション総合計画評価料 1 及び 2 について「2 回目以降の場合」が新設されたが、令和 8 年 5 月 31 日以前にリハビリテーション総合計画評価料 1 又は 2 を算定し、同年 6 月 1 日以降に再度同じ区分のリハビリテーション総合計画評価料の算定要件を満たした場合は、「初回の場合」と「2 回目以降の場合」のいずれの点数を算定すべきか。

(答) 令和 8 年 5 月 31 日以前にリハビリテーション総合計画評価料 1 又は 2 を算定していた場合には、同年 6 月以降は、リハビリテーション総合計画評価料 1 又は 2 の 2 回目以降として算定する。

【摂食嚥下機能回復体制加算】

問 45 「H004」摂食機能療法の注 3 に規定する摂食嚥下機能回復体制加算 1 及び 2 の施設基準における、摂食嚥下支援チームの言語聴覚士が「専従」から「専任」とされたが、「専任の常勤言語聴覚士」は、疾患別リハビリテーションの専従又は専任の言語聴覚士を兼ねることは可能か。

(答) 摂食嚥下支援チームの業務に支障がない範囲であれば差し支えない。

なお、これに伴い「疑義解釈資料の送付について（その 18）」（令和 4 年 7 月 13 日事務連絡）別添 1 の問 1 は廃止する。

【入院時食事療養等に係る特別食加算（嚥下調整食）】

問 46 特別食加算における嚥下調整食の対象となる「摂食機能又は嚥下機能が低下した患者」とは、内視鏡下嚥下機能評価や嚥下造影により嚥下機能の低下が確認できる者に限られるか。

(答) 内視鏡下嚥下機能評価や嚥下造影は必須ではないが、医師、看護師、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種で評価を行う等により、適切な栄養量及び内容を有する嚥下調整食が必要であると医師が判断し、食事箋を発行した患者が対象である。

問 47 特別食加算の対象となる嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性等のテクスチャーを計器等で測定し、一定の基準を満たす必要があるか。

(答) 計器等での測定は不要だが、嚥下調整食に係る責任者が品質管理を行うこと。

問 48 嚥下訓練のためにゼリー等の嚥下訓練食品を提供した場合や、嚥下調整食と経管栄養を併用している場合も、特別食加算は算定できるか。

(答) 患者に必要な栄養量が、1食の献立として常食で提供される場合と同等に確保できていない嚥下調整食は算定できない。

看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料関係

【ベースアップ評価料】

問1 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発 0305 第8号）における、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注5及び注6、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注5及び注6に関する施設基準並びに「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日保医発 0305 第9号）における訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の注3及び訪問看護・ベースアップ評価料（Ⅱ）の注7及び注8に関する施設基準において、「令和8年3月31日時点において評価料を届け出ている保険医療機関（訪問診療ステーション）」とあるが、令和8年3月から算定を開始する保険医療機関又は令和8年4月から算定を開始する保険医療機関（訪問看護ステーション）は含まれるのか。

（答）令和8年3月31日時点で当該評価料を算定している必要があることから、同年4月以降に算定を開始する保険医療機関（訪問看護ステーション）は含まれない。

問2 看護職員処遇改善評価料を用いた賃金の改善措置の対象者及びベースアップ評価料の対象職員には、派遣職員など、当該保険医療機関又は当該訪問看護ステーション等に直接雇用されていないものも含むのか。

（答）以下の要件を満たす医療機関等（訪問看護ステーション、保険薬局）については、派遣職員（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）の第2条第2項に該当する職員をいう。）に限り対象とすることを可能とする。なお、業務委託職員（請負業務を行う職員）については対象外とする。

- ・当該派遣職員について、派遣元と相談・協力した上で、当該保険医療機関に勤務する職員と同程度以上の賃金改善を行う。

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）及び訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）における区分計算に当たって、当該派遣職員についても対象職員に含めて計算を行う。なお、「月額賃金総額」の算出に当たって、原則として派遣元から派遣職員の賃金に関する情報提供を受けることとし、派遣元に支払う費用を月額賃金としてそのまま記載することはできない。

- ・看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料を用いて当該派遣職員の賃金改善を実施した場合、その実績については、「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」に当該派遣職員を含めて作成、提出すること。なお、報告書の作成に当たっては、派遣元と相談した上で、派遣元から実

際の賃金の改善額等の報告書の記載に必要な情報の提供を受けること。

これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和６年３月２８日事務連絡）別添２の間１２及び「疑義解釈資料の送付について（その３）」（令和６年４月２６日事務連絡）別添２の間７は廃止する。

【調剤ベースアップ評価料】

問３ 当該評価料の収入を用いた賃金改善の対象職員からは、「事業主、使用者、開設者、管理者、４０歳以上の薬剤師及び業務委託により勤務する者を除く」とのことであるが、管理薬剤師は対象となるか。
--

（答）対象とならない。

歯科診療報酬点数表関係

【初診料】

問 1 「A 0 0 0」初診料の注 1 の施設基準に規定する、新興感染症に対する対策の研修について、「(抗菌薬の適正使用を含む。)」が追加されたが、どのような内容の研修が該当するのか。

(答) 抗菌薬の適正使用に関する研修の内容は、「抗微生物薬適正使用の手引き 第四版 歯科編」(厚生労働省健康・生活衛生局感染対策部感染症対策課・医政局歯科保健課)を参考にする。なお、令和 8 年 5 月 31 日までに受講する研修については、当該内容が含まれていなくてもよいが、令和 8 年 6 月 1 日以降に受講する研修には、本内容が含まれている必要がある。

【電子的歯科診療情報連携体制整備加算】

問 2 令和 8 年 5 月 31 日において現に医療 D X 推進体制整備加算及び診療録管理体制加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が、同年 6 月 1 日以降に電子的歯科診療情報連携体制整備加算及び電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、改めて届出を行う必要があるか。

(答) 改めて届出を行う必要がある。

【重症度、医療・看護必要度】

問 3 重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いた評価を行うことが困難であることに正当な理由がある場合に「主に歯科の入院患者を受け入れる病棟」が追加されたが、具体的にはどのような病棟か。

(答) 評価を行う入院患者のうち、歯科の患者の割合が 8 割以上の病棟が該当する。なお、「主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱いについて」(令和 7 年 8 月 7 日付け事務連絡)を参照すること。

【特別管理加算】

問 4 「B 0 0 0 - 4」歯科疾患管理料の注 12 に規定する特別管理加算における、「障害者歯科治療」とは、具体的にはどのようなものか。

(答) 障害又は難病を有する患者に対する治療が該当する。なお、障害を有する患者に対する治療については、公益社団法人日本障害者歯科学会の「日本障害者歯科学会研修カリキュラム」を参考とすること。

(参考) 日本障害者歯科学会研修カリキュラム

<https://www.jsdh.jp/media-download/215/f80e3591f003252e/>

問 5 特別管理加算の施設基準における都道府県等との連携とは、都道府県等からの委託を受けた保険医療機関が、障害者に対する歯科診療の提供や事

業を実施する場合も、これに含まれるか。

(答) 含まれる。

【口腔機能実地指導料】

問6 「B001-2-2」口腔機能実地指導料の施設基準に規定する研修について、「歯科医師又は歯科衛生士を主体とする団体又は学会等が主催する」とあるが、具体的にどのような団体又は学会か。

(答) 例えば、歯科医師会や歯科衛生士会等の定期的に学術研修を実施している団体や日本老年歯科医学会、日本小児歯科学会等の関係学会が考えられる。

問7 「B001-2-2」口腔機能実地指導料の施設基準に規定する「口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法及び実地指導方法等（入院患者や在宅・施設療養患者への対応を含むものであること。）に係る研修」は、オンラインによる受講は可能か。

(答) 原則、対面とする。ただし、やむを得ずオンライン会議システム等を活用して研修を実施する場合は、出席状況の確認、研修時間の確保、受講者からの質問への対応、研修内容の理解度の確認等が行えるような形式で実施すること。

例えば、

- ・オンライン会議システムを活用する場合、受講者は原則としてカメラをオンにし、主催者が出席状況を確認できるようにする。
- ・受講者からの質問等について、オンライン会議システムの場合は、チャットシステムや音声発信を用いることや、必要に応じ質問・回答について研修会の Web ページに掲載する。

問8 「B001-2-2」口腔機能実地指導料の施設基準について特掲診療料施設基準通知別添1の第13の4の2の(1)において、「令和9年5月31日までの間、1の(1)に該当するものとみなす。」とされているが、「口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の概要、検査法、訓練法及び実地指導方法等（入院患者や在宅・施設療養患者への対応を含むものであること。）に係る研修」に関する届出について、どのように考えればよいか。

(答) 令和9年5月診療分までにに関する施設基準の届出に限っては、「口腔機能実地指導料の施設基準に係る届出書添付書類」（様式17の4）に受講歴を記載する代わりに、口腔機能発達不全症及び口腔機能低下症の実地指導に係る研修を令和9年5月までに受講予定である旨を記載すればよい。ただし、令和9年6月診療分以降も引き続き算定する場合は、当該研修の受講歴を記載した上、再度、施設基準に係る届出を行う必要がある。

なお、受講の申込みをしていたが受講が認められなかった場合や受講を中断する場合には、遅延なく届出を辞退すること。

調剤報酬点数表関係

【地域支援・医薬品供給対応体制加算】

問 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準のうち、「調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算の算定回数の合計が 20 回以上であること」及び「服薬管理指導料 1 のイ及び 2 のイの算定回数の合計が 20 回以上であること」について、それぞれ令和 8 年度調剤報酬改定前の「調剤管理料の重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料の算定回数の合計が 20 回以上であること」及び「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定回数の合計が 20 回以上であること」とみなして判断してよいか。

(答) よい。令和 9 年 6 月 1 日までにを行う届出にあたっては、「調剤管理料の重複投薬・相互作用等防止加算及び在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料の算定回数の合計」及び「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定回数の合計」とみなす。

【電子的調剤情報連携体制整備加算】

問 2 令和 8 年 5 月 31 日時点で既に医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険薬局は、令和 8 年度診療報酬改定に係る見直しに伴い、同年 6 月 1 日からの電子的調剤情報連携体制整備加算の算定にあたり、電子的調剤情報連携体制整備加算に係る施設基準の届出を改めて行う必要があるか。

(答) 不要である。

訪問看護療養費関係

【訪問看護基本療養費等】

問1 同一建物居住者について、同一敷地内が含まれることとなったが、
①同一敷地内とはどのような場合が該当するか。
②例えば敷地が広大である場合においても、建物が同一敷地内に所在する場合は該当するのか。

(答)

- ① 同一地番の敷地内である場合や、同一地番ではなくとも公道に出ずに敷地を行き来できる等一体的に利用されている敷地である場合が該当する。
- ② ①に該当する場合であっても、広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）で、他者が占有する土地によって隔てられており建物と建物の距離が離れている場合は、同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるため含まれない。

【訪問看護基本療養費等】

問2 妊産婦または乳幼児への指定訪問看護に当たって、訪問看護の一環として妊産婦への育児指導や乳幼児の育児支援を行うことはできるか。また、その場合の訪問看護の実施時間の取り扱い如何。

(答) 疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にはない妊産婦又は乳幼児への、育児支援を主な目的とした訪問は、指定訪問看護に該当しない。

疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある妊産婦又は乳幼児に対して、主治医が交付した指定訪問看護に係る指示書に基づき指定訪問看護を行う場合であって、当該妊産婦又は乳幼児への直接的な看護と併せて、当該妊産婦の子の育児支援又は当該乳幼児の母への育児指導等を行う場合には、当該育児支援又は育児指導の時間は、指定訪問看護の実施時間に含まれる。

【訪問看護基本療養費等（特別地域訪問看護加算）】

問3 特別地域訪問看護加算において、訪問看護ステーションの主たる事業所は特別地域外に所在するが、従たる事業所は特別地域に所在し、従たる事業所から特別地域外に居住する利用者に指定訪問看護を行った場合においては算定可能か。

(答) 算定不可。

ただし、特別地域訪問看護加算のイに該当する場合であって、利用者の居宅が特別地域に所在する場合は、訪問看護ステーションの主たる事業所又

(別添 5)

は従たる事業所の双方が特別地域外に所在する場合にも算定可能である。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成30年3月30日事務連絡)別添5の問1は廃止する。

【特掲診療料の施設基準等の別表第7に該当する者】

問4 主たる傷病名が「視神経脊髄炎」の利用者は、特掲診療料の施設基準等の別表第7に掲げる別に厚生労働大臣の定める疾病等の「多発性硬化症」に該当すると考えてよいか。また、主たる傷病名が「多巣性運動ニューロパチー」の利用者は、「慢性炎症性脱髄性多発神経炎」に該当すると考えてよいか。

(答) いずれもそのとおり。

【特掲診療料の施設基準等の別表第8に該当する者】

問5 特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)の別表第8に新たに規定された在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者とは、どのような者が該当するか。

(答) 現に医科点数表区分番号「C114」在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定している利用者が該当するものであり、当該管理料を算定せずに単に難治性の皮膚病変を有する利用者は該当しない。